

福祉・介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人同心会（以下、「法人」という。）賃金規程に規定する賃金とは別に、厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度（以下、「福祉・介護職員処遇改善加算制度」という。）に基づき法人の福祉・介護職員に対し支給する処遇改善加算金（以下、「福祉・介護職員処遇改善加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 法人の常用職員又は有期雇用職員等の雇用形態の別を問わず、厚生労働省の定める福祉・介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、福祉・介護職員処遇改善加算金を支給する。

（支給額）

第3条 福祉・介護職員処遇改善加算金の支給は、介護職員処遇改善加算制度による加算振込額から社会保険料等の事業主負担額を差引いた額を支給する。

（支給）

第4条 福祉・介護職員処遇改善加算金の支給は、毎月の給与支給日に処遇改善手当として給与に上乘せして支給する。

（在籍の限定）

第5条 福祉・介護職員処遇改善加算金の支給は、給与の算定期間に在籍している者を対象とする。

（キャリアパス）

第6条 職位、職責及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については別に定める。

（昇給）

第7条 昇給は、資格又は勤続年数、人事考課等を考慮し決定する。

（その他）

第8条 この規程は、福祉・介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。
2. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
3. この規程は、令和5年6月1日から施行する。